

静岡県告示第504号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和2年7月3日から2週間沼津土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年7月3日

静岡県知事 川勝平太

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
伊東大仁線	伊豆の国市下畑字茅野740番の20から 伊豆市大野字小池1936番の11地先まで	令和2年7月3日 午前9時